

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 167 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 162 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号に規定する授乳行為に関して、授乳前のチャイルドシートを外して乳児を落ち着かせるまでの行為や授乳後のゲップをせる行為に対して違反告知をしなければならない理由が分かるもの、又は一連の行為を広義の授乳行為と見なすことができない理由が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判 断 理 由：

○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号に規定する授乳行為に関して、授乳前のチャイルドシートを外して乳児を落ち着かせるまでの行為や授乳後のゲップをせる行為に対して違反告知をしなければならない理由が分かるもの、又は一連の行為を広義の授乳行為と見なすことができない理由が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号は、幼児用補助装置の着用義務が免除される場合について定めており、審査請求人が開示を求めているのは、同号に規定する「授乳」について、授乳前後の行為を含む一連の行為を「授乳」と解釈することができない理由が記載された行政文書であると解される。

同号に規定する「授乳」の解釈について記載された通知、要綱等が存在すれば、本件開示請求の対象となる可能性があるが、諮問実施機関の説明によると、同号に規定する「授乳」について、どこまでを授乳行為と認めるかということについて定められた規定等は存在しないとのことである。

道路交通法施行令において用いられる用語のうち解釈の余地のあるものについては、その解釈が示されることが必要と考えられるが、「授乳」という用語について、警察庁及び実施機関において殊更その必要性がないと判断され、その解釈が示されたものが作成又は取得されていないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- | | | | | |
|-----------|------------------|----------|----------|----|
| ① 開 示 請 求 | 平成 23 年 | 7 月 14 日 | | |
| ② 決 定 | 平成 23 年 | 7 月 26 日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 審 査 請 求 | 平成 23 年 | 9 月 7 日 | | |
| ④ 諮 問 | 平成 23 年 | 9 月 22 日 | | |
| ⑤ 経 過 | 平成 27 年 1 月 18 日 | 第 189 回 | 審査会 | 審議 |
| | 平成 27 年 1 月 16 日 | 第 190 回 | 審査会 | 審議 |
| | 平成 28 年 1 月 13 日 | 第 191 回 | 審査会 | 審議 |
| | 平成 28 年 2 月 23 日 | 第 192 回 | 審査会 | 審議 |